

平成29年度第1回胎内市行政改革推進委員会議事要約

- 開催日時：平成29年6月13日（火） 午後1時30分～午後3時10分
- 開催場所：胎内市役所 501会議室
- 出席委員：今井和彦 今井和子 鈴木俊一 成田武比古 布川拓男 橋本節子
（敬称略）

1 あいさつ

- ・課長あいさつ
- ・会長あいさつ

2 議事録署名委員選任

- ・第1回の議事録署名委員は、布川委員、今井和子委員を選任する。

3 平成29年度の行政改革推進スケジュールについて

- ・事務局より説明

委員 年間の会議開催日の目途は立っているのか。具体的に何日頃にやるのか。

事務局 事務局案だが、6月は29日あたりをお願いできればと考えている。9月は下旬、1月は下旬、2月も下旬を予定させていただきたい。次回会議は6月29日（木）午後で仮置きとしたいが、皆様のほうで都合があれば事務局宛てにご連絡をお願いしたい。

委員 9月の会議は行政改革の進捗状況が議題なので、決算が整えば9月まで待たなくてもできるのではないかと思うが、なぜ9月なのか。

事務局 行政評価の一次評価・二次評価と事務上の重複を避けるため9月に設定した。行政評価は結果を30年度予算に反映させるため、できるだけ早い時期に二次評価まで実施したいと考えている。

委員 年度単位で計画を作って実行していくことになるが、年度途中で策定して残り4年間で実施計画をやるということになるのか。

事務局 29年度に大綱がスタートするので、実施計画もそのタイミングで定まっていれば理想的だが、まずは大綱を3月までに定めるというスケジュールがあった中で実施計画は策定を出来るだけ早め、大綱と実施計画の期間に極力タイムラグがないよう進めたい。当初9月策定予定だったものをそれでも3か月間の差はあるが7月中を目途にして整えてまいりたいので、ご容赦いただきたい。

- 委員 大綱が3月末で出来て、実施計画が4月1日から実施できるようになっていれば一番いいが、そこはもうかみ砕くしかない。
- 委員 来年度以降も今年度と同じような流れで予定していればいいか。来年は6月にまた予定していればいいのか。
- 事務局 今年の6月は第3次行政改革大綱実施計画の検討で今年限りの案件なので、来年度は6月の開催は考えていない。来年以降はそれを除く、実施計画の進捗状況と外部評価の2つをしていただくことになる。これらは特段のことがなければ今年同様のスケジュールで進めるが、前年度の実施計画の進捗状況評価など、前倒しできるのであれば前倒ししていきたい。行政評価のスケジュールも、一次評価と二次評価を経た後で急ぎつつもしっかり内部での議論を経た上で皆様にお出ししていく。そうして出しているスケジュールであるをご理解いただきたい。
- 委員 任期が30年12月末までとなっているが、1月・2月の外部評価委員会が最後の会議と思ってよいか。
- 事務局 12月で任期満了だが、再任の了承をいただける方には引き続きお願いし、新たな委員になられる方には十分それまでの経緯を説明した上での審議を予定している。
- 委員 年度始めに予定がわかっていたらありがたい。突然の案内は避けてもらいたい。
- 事務局 今後の改善事項とさせていただきたい。

4 第3次行政改革大綱実施計画の策定について

- ・事務局より実施計画の策定について説明。

- 委員 2月6日の第3次行政改革大綱の答申後に行われた行政改革推進本部会議、市議会定例会への報告では、どういう意見が出たのか。
- 事務局 答申に対して、推進本部や市長から修正意見はなかった。委員の皆様のご意見は最大限尊重しながら、答申後に大綱が大きく変わる事がないように委員会と並行して庁内の議論を成熟させ、市長の意思も確認しながら進めたいと以前の委員会でも答えているが、そのとおり大綱が定まっているということをご理解いただきたい。
- 委員 庁内で随時議論をやってきたので、2月13日に開催した推進本部会議はある意味形式的なものということか。本部で一つ二つ意見があってもいいのじゃないかと思うが。
- 事務局 せっかく皆様から答申をいただいておりますが、後になって庁内でこうしたほうがいいのではないかとすることに極力ならないように、意見を出し尽くしてから委員の皆様にお出しして議論いただくという形で進めてきた。きちんと収束できないような諮問・答申の流れでは困るので、そうならないよう配慮し、現実そのようになった。
- 委員 この委員会で実施計画の内容を議論するにあたって、推進本部で具体的な意見が

- あったのであればそれを反映させなければならぬだろうと思ったので確認した。
- 委員 1ページ「計画策定の趣旨」のところで「具体的な取組の指針として策定する」とあるのは、具体的にどのようなことをいっているのか。2ページからの表は、大綱の文言を引いたり足したりという表現でしかないのでは。
- 事務局 大綱の「取組の例」そのものであるものもあれば、そうでないものもあり、取組の例を落とし込んだというものではない。実施計画でかなり具体を示せるものと具体が明らかでないもの、実施に入れるものと検討してから実施に入れるものとが混在しているので、それを考慮しこの表現にした。
- 委員 その方法も一つとしてあるかと思うが、具体とあるのでこなれた文章ややり方が出てくるものと思ったが、指針とある。この指針は各課が述べたものか事務局が述べたものか、そこで論点がまた分かれるのでは。
- 事務局 各課と関係する項目に関して意見交換をした上でここに載せている。ただ、各課においてもまだ具体的でなく、検討が必要というものもあった。
- 委員 進捗管理シートのイメージで最終的に出てくるものと思うが、それはいつ出てくるのか。
- 事務局 現時点で29年度から実施と言え、成果指標・アウトプットまで立ち入れるものもあれば、No.7「自治会・市民活動団体等の活動支援」のような、これから本格的にどう取り組んで行ったらいいか検討が必要なものは29年度から検討開始で、いつから実施とは言いきれないものもある。
- 委員 少なくとも「実施」となっているものは、出してと言ったら出てくるのか。
- 事務局 検討が熟して実施できるようになれば、年度途中からでもやっていくという考えである。しかし、例えばほかとの調整や意見集約を経て、要綱等の策定が年度内によく出来たというようなことになると、それを実施と言えるかということもあり、年度の上半期と下半期で違いが出てくるということもありうる。
- 委員 進捗管理表はいつ出てくるのか。
- 事務局 基本的には来年度。29年度に何をやったということが具体的に記載されて進捗管理表として出る。
- 委員 この中身で各課にブレイクダウンしてそういう議論をするのか。各課にこれやるから了承してほしいとやるのか。
- 事務局 大綱に基づいて各課と意見交換しながら実施計画をこうした項目に絞り込んで内部で集約を図った。
- 委員 この表から、どこでどうつながってどうなるのか全然イメージがわかなかった。これを見ても実施するかしないかなので。進捗管理表が具体的に各課から出てきて、それで外部評価をやるのか。
- 事務局 実施計画なので、実施以外にない。例えばクラウドファンディングというようなものを盛り込んでいて、向こう5年間の中でやっていかなければいけないが、胎内市にはまだ経験値が無い。そうしたときに29年度にいきなり実施と書いて29年度や

っていないじゃないかと言われても、言葉だけが先行して内実が伴わないという事になりかねないので、そこは正直にきちんと検討を終わってから実施するとしている。検討して実施するが、実施できるのが29年度なのか30年度なのか定かでないものもある。しかし5年間の中では必ずやらなければいけないと考えている。

委員 それを最初に言ってくれればいい。5年間で実施できるもの、5年間の間に実施できずにずれ込むものがあると明確に言ってくれれば。

事務局 大綱の議論のときにも、検討でいいのか、検討とはどういうことなのかという指摘もいただいた。そのときも、この項目は全然経験値がないので検討をまずしなければいけないと答えた。そのようにご容赦いただきたい。

委員 大綱に基づいて具体的に実施すべき事項を整理して、順次実施していくものと捉えたが、具体的なものはどうなるのか。実施した結果、結果が悪い場合は見直しをし、手直ししていくPDCAサイクルが入ってくると思うが、そのような捉え方でいいか。

事務局 これから先の5年間の中で、いずれかのタイミングですべてのことを実施するということは市民に対する約束事であり、できるものについては今年度からやっていくということ。

委員 それをきちんと謳ってもらいたい。

事務局 註書きのところがそういうことだったが、言葉の足りなかった部分をお詫びする。そのようにお読みいただければと思う。

委員 29年度は「検討」、30年度から「実施」となっていればパッと見てわかるが、29年度が「検討・実施」で30年度も「検討・実施」とあると、30年度以降が見えて来ない。何か説明が必要かと思う。

事務局 検討と実施を言うときに、「検討・（実施）」と必ず（ ）書きを入れた方がいいでしょうか。

委員 注釈を書けばいいのでは。3ページNo.7でも前段の「相談対応の充実」は検討で後段の「支援の方策を確立」は実施という読み方もできないことはない。注釈をつければいい。

事務局 1ページ目の注釈がわかりにくいでしょうか。

委員 「計画策定の趣旨」のところ、きちんと明確にいま議論されたところを整理して書いてもらえるといい。

委員 No.7「自治会・市民活動団体等の活動支援」が「検討・実施」となっているが、相談などはいま現在もやっているの、検討というのを入れる必要があるのか。相談窓口をさらに充実させるなど、そういったことの実施は「継続」でいいと思うが、検討の必要はあるのか。

事務局 相談対応はいまもやっているのはその通りだが、我々の中では市民協働はまだまだ足りないという認識があり、後段の「補助金等の支援」を合わせてもまだ足りないのではと考えている。市民協働を進めるときに一番大切な町内集落の皆さんのと

ころに足を運び対話をするといったことがほとんど出来ていない。こうしたことをやらずに、ただ相談を待っていることがやっているといえるのか問いながら、こうした検討も進めたいと考えている。

委員 実際にやっているけれどももっと深く、といったことを盛り込んだ文章になればいいのでは。

委員 内容のいい悪い、深い浅いは別にして、ほとんどみんなやっている。しかし、やり方が足りないとか工夫が足りないとか、そういうことが多いと思う。

委員 進捗管理表がないからよくわからない。それが出てくればさらにグレードアップするのがわかってくる。この文言だけだと、もうやっているじゃないかとなってしまう。

事務局 具体的な項目がはっきりしていないと進捗も推し量れないということもあるので、そこは出来るだけ明らかにしていきたい。

委員 「検討・実施」と書いてある項目に関して、担当課から総合政策課にこの月から取組むというようなサジェスションがあるのか。実施の主体性を持つ課は、担当課になるのか。

事務局 基本的には総合政策課が協議に乗りながらになるが、まずは推進する課がどう考えるかを大切にする。必要があれば、総合施策課やほかの関連する部局と調整して進める。

委員 この計画が進んでいったとき、「検討・実施」と書いてある項目は例えば30年4月から実施と、計画にそういう付記がされていくのか。

事務局 もう少し詰めてお示しできたらということがあるので、再度スケジュールを明らかにできるかどうかを次回までに詰めきれの範囲で詰め、わかりやすくしてお示しするようにしたい。

委員 第3次行政改革大綱は案の段階でいろいろ議論をして、その中に職員教育制度に関する規定等の実行、資格・昇格制度の実施、職員への定期的な教育、市民協働への取組に関する進め方、リゾート活性化への取組、雇用の場創出への取組といった項目があったかと思うが、それが実施計画の項目の中に入っていない。そのような項目を実施計画の項目として挙げて、いつまでにどの部署がその改革に向けた課題をやるのかをきめ細かく挙げるべきではないか。

事務局 実施計画の構成としてはこの形にさせていただくが、皆様からご意見があったように、成果を具体的に評価できるようにこの先整えていかなければいけないと考えている。

委員 時間をかけて大綱案を議論してきて、例えば職員の教育制度は何かあるのか、それを見直しして、整理して、さらに改善していくべきじゃないかと意見交換があり、それについては見直ししようとなっているが、実施計画の中にそういう項目が入っていない。市民協働への取組についても、対応策と、どういう形で市民協働を作り上げていくのか、作り上げた結果どういう形で履行するのかというのはこの

中には入っていないので、大綱でいろいろ議論してきて項目として出てきたものを実行するためには、もっときめ細かく書いておかないと実施にならないのではないかと。

事務局 市民協働の取組は、市民の皆さんと情報を共有する、または意見を交わすという場を作っていかなければいけないということで内部で話し合いをしているが、例えばタウンミーティングであれば、地域の課題などをテーマに設定して行うのであれば効果的にお互い協議が出来るが、テーマを設定しないのであればタウンミーティングとして成立するのか、ほかに例えばSNSとかそういったものを使って自由に情報交換を出来る場にしたほうがいいのかとか、そういったことを協議しているが、行政課題が出てくるまでの過程をどうするかといった部分など難しいところもある。そうしたことについても、できれば皆様に意見・アドバイスをお願いしたい。

委員 SNSは皆が使っているわけではない。胎内市民の何パーセントの方がパソコンを使ってホームページとか見ているのか。

事務局 あくまでそれは一つのツールとしての例。タウンミーティングといっても、地域によっても年齢層によっても課題が違ってくると思う。どうやって幅広い年齢層の方が集まって課題を絞って協議するか、そういったやり方をアドバイスいただけるとありがたい。

委員 市民協働の実施項目が7項目しかないが、大綱を検討した過程では、いろいろな問題が提起・議論されている。それが実施計画の項目のなかに挙がってきてしかるべきじゃないか。なかなか簡単に片づく話ではないとは思いますが、そのための実施計画検討の場だと思うので申し上げた。

事務局 行政改革というのは、事務事業が張り付くのがあてはまる場合と、事務事業まで至らないが、日々の仕事のやり方の中でこうしていくという内容のものもある。だから、総合計画と違って必ずしも事務事業まで落とし込んでいない。各課が事務事業で実施するものもあるし、日々の業務実践の中でやっていくものもある、しかし、実施項目や実施内容としてはこういうものがある。それを評価できるといったレベルにまで高めていかないと絵空事になってしまうので、それはないようにしなければいけない。これから我々が検討していく中で、具体的に踏み込んだらこうなっているから実施はこうだということがきつと出てくるので、整理できる部分は整理し、盛り込めるものは盛り込み、修正すべきは修正するという考え方で望んでいきたい。

委員 項目数で見れば少ないが、ばらしていくと膨大だと思う。例えばNo.1の「行政情報の積極的な発信」では、市報での情報発信、市ホームページでの情報発信、SNSでの情報発信とやるのが3つに分かれている。これを1個1個今までのやり方をフィードバックして、足した、引いたといったアプローチをすべての項目でやっていくのは、膨大な作業になると思う。この単語1つ1つにいかにか魂を込めていかを、淡々とやればよいと思う。

委員 それなら何のために市民委員を集めて大綱を作ったのか。より細分化できる範囲

で整理してやったほうが考えやすいし議論がしやすいと思う。

事務局 委員のおっしゃるところで足りないところは肉付けしていく以外にないだろうなと考えている。広報一つとっても、広報をどういうふうにやっていくことが積極的な情報発信につながるか、広聴的な機能は合わせてどういうふうにできるかということを行行政自らがしっかりと考え責任感を持ってやっていかなければいけない。例えば、広報ではもう少し特集記事を増やしていくことを課題にできないかと。去年そういった試みの中で、築地の獅子舞を特集で取り上げた記事が県から表彰を受けまだまだ緒についたばかりだが、特集記事を増やして皆さんにこういうことがあるのかという気付きにさせていただき、そういうことにトライしていこうとしている。今年度できるかどうかかわからないが、新潟日報の窓に相当する胎内市報の窓というようなものもできないだろうかということを考え、できたら今年度からやろうというように係のほうでいま考えている。市報やホームページ・SNS等でわかりやすく情報発信をするということには、あとはその先我々がいかに意識を高く持ち、責任感を持って、行政を遂行し、改革すべきは改革していくのかということに関係してくるのではないと思う。それを皆様や一般の市民の方々から評価をしていただく。ここでは抽象的かもしれないが、理念を含めた、いろいろな項目の指針を皆様にお約束事としてお示しすることで、皆様との共通認識にさせていただきたい。

議長 委員が言うのはごもっともなことだが、この実施計画を基にした進捗評価表としてより具体的なものが出てくるものと受け取っているが、それを一つ一つ挙げてしまえば、実施計画が進捗評価表のようになってしまう。その辺はいかがか。

委員 検討した議事録がホームページなどで示されるのであれば、やはり具体的に整理したほうが見る人にとって見やすく、わかりやすいのではないと思う。大綱の策定過程でかなり細かい所まで議論をしてきているので、それを実施計画の中で生かしていかなければならないだろうというのが私の考え。ただ、やり方は別に考えれば良いといわれればそれでも結構です。

委員 大綱の一つ一つの項目ごとに細部にわたって挙げればわかりやすいが、実施計画でそこまでやってしまうとどうなのかという気もしないこともない。最終的には各課でこれを基にして実施計画を評価するわけなので、そのときにいまよりもおおざっぱな項目を各課で挙げたとすれば、これは問題にしなければいけないと思う。ただ、そういう流れにはならないような気がするので、その辺をどう捉えるかのような気がする。

事務局 我々も確かに検討と実施のところで、果たしてこれでいいのかというところは、皆様からご意見を伺うともう少し詰められるのではないかと。なおかつ、「検討・(実施)」と「検討・実施」とあるところがご指摘のとおり少し分かりにくいので、もう少しはっきりさせたいと思います。

委員 担当課の欄の「各課」のところは、関係する課を全部書かないのか。

事務局 全課の意味合いのものもあるが、全課といったところで該当のない課もあるため

「各課」とした。例えばNo. 13「遊休財産の利活用」では市有財産を一切管理していない課もあり、これを全課というとは正確でなくなるため「各課」とした。

委員 各課の担当者が見たとき、これは自分の課だとどうやって判断するのか。

事務局 課の責任者である課長に当然自分事として捉えてもらう。

委員 具体的に課の名前は書かないということか。

事務局 関係する課は当然自分事として認識しなければいけない。

委員 進捗管理表では、関係している課は出てくるのか。

事務局 基本的に出てくる。

委員 総合計画実施計画は、審議会で議論されたのか。行政評価の中でこの書き方はそぐわないとか、この成果指標は値しないとかいろいろあったが、そういう議論はフィードバックされているのか。

事務局 総合計画に関しては、審議会で議論していただくのは総合計画そのものであり、その下に張り付く実施計画は量が膨大なので審議会の皆様に議論いただいていない。評価の意見については総合計画の最終意思決定のところで全部出して庁議のメンバーで共有しており、それを反映して生かすべき、修正すべきは対応してもらうこととしている。

事務局 その他の意見や後から気付いたことがありましたらご意見書に記入の上、21日までに提出をお願いします。

議長 それを次回の会合のときに諮るのか。

事務局 事前に一覧にするなど、皆様に意見を出していただき易いよう工夫させていただきます。

議長 今日の皆さんからの意見を集約し、これを踏まえた中で次回の会議に望みたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上